

せん だ ち く か つ せ い か け い か く  
**仙田地区活性化計画**

新潟県十日町市

平成28年2月

## 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 仙田地区活性化計画

都道府県名 新潟県	市町村名 十日町市	地区名(※1) 仙田地区	計画期間(※2) 平成28年度～平成31年度
-----------	-----------	--------------	------------------------

### 目標 : (※3)

仙田地区は、平成27年3月末の高齢化率が50.1%と過疎高齢化が進み、農業や集落機能維持に必要な担い手が不足している。平成22年3月には地域の農業者有志が参集し(株)あいポート仙田を設立、主に基幹作業の受託により地域農業の担い手として活動している。しかし、現状の(株)あいポート仙田の体制では経営面積の拡大が困難で、条件不利地中心に不作付地が拡大している。また、社員の高齢化も進んでおり、特に農作業の担い手不足が懸念されている。

そこで、地区外から研修生を受け入れることにより、新規就農者を育成し、(株)あいポート仙田の構成員として地域農業の担い手を確保する。また、就農後は地域に定住することで、定住人口を確保する。

#### (事業内容)

研修希望者確保のため、公益財団法人中越防災安全推進機構が実施する「にいがたイナカレッジ」を活用し、農業インターン生等を募集する。併せて、研修、宿泊施設として、新規就農者技術習得施設「せんだ元気ハウス」を整備し、安定的かつ継続的に研修生を受け入れる。

研修では、(株)あいポート仙田の指導により仙田元気ハウスでの座学及び実地研修を通じ、農業生産技術を習得する。また、農道、水路の維持管理や、集落の祭り等の運営等を体験することで、研修生と地域住民の信頼関係構築を図る。冬期間はハウスでの冬菜栽培や、農業簿記等を研修するほか、仙田元気ハウスにおいて、地域の高齢者からわら細工等伝統の伝承を受ける。

これらの取り組みを通じ、新規就農者を確保し(株)あいポート仙田を中心とした継続的な農業生産体制を確立する。また、定住人口確保により、集落機能の維持と農村の活性化につなげる。

#### (計画目標)

計画目標：農山漁村への定住促進 第1評価指標：定住人口確保・△9.34% 目標30% - 現状39.34% = 30% - (平成23～26年度社会増 ÷ 平成23～26社会減) × 100 = 30 - (24人 ÷ 61人) ×

### 目標設定の考え方

#### 地区の概要：

仙田地区は、十日町市川西地域の西部に位置する中山間地であり、37km<sup>2</sup>のエリアに9つの集落で構成されている。就業人口387人に対し農業従事者は126人、農用地面積は323haであり、稲作農業が重要な基幹産業となっている地区である。また、春はウドなどの山菜、秋は自然薯を栽培し、道の駅で販売している農家が多い。当該地区は、信濃川の支流である一級河川洪海川に沿って集落が点在しており、中世から近代にかけて、洪海川がもたらした蛇行部分を人力で直線化させる「瀬替え」により新田開発や洪水防止が取り組まれてきた。また、古くから農業を中心とした里山文化が育まれ、伝統行事の継承が行われてきている地区である。当該地区は標高150m～500mの間で沢と山が連続する起伏に富んだ地形をしており、林野率が約80%、毎年の平均積雪深が3mを超える全国でも有数の豪雪世帯のうえ、山間僻地であることなどのため、急速に過疎高齢化が進んでいる。

仙田地区では、過疎高齢化に伴う様々な課題を解決するため、地域住民の話し合いにより、農業の受け皿だけではなく、地区的生活支援も行う組織として平成22年3月、(株)あいポート仙田を設立。農作業支援、高齢者支援、地区生活支援を3つの柱として、地区全体の基幹的農作業の受託や、高齢者世帯の除雪作業、農産物に加え生活必需品を扱う「あいまーと」の運営を行っている。

なお、仙田地区の活動が評価され、豊かなむらづくり全国表彰・農林水産大臣賞、北陸農政局「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」優良事例・過疎地域自立活性化優良事例・総務大臣賞を受賞するとともに、道の駅「瀬替えの郷せんだ」が国土交通省の重点「道の駅」に選定されている。

#### 現状と課題

仙田地区の人口は、平成27年3月末で687人、平成19年と比較すると201人、22.6%の減少となっている。また、高齢化率は50.1%に達し急速な過疎・高齢化が進んでいる。平成27年9月に実施した地区住民アンケートでは、80%の世帯が農業後継者がいないと回答している。高齢化率の高い集落では、集落の共同作業として行われてきた農道・水路の維持管理や集会所等の共同施設の維持管理、さらには、伝統行事さえも継続できない集落が始めている。また、地域マネジメント法人として、農業・高齢者・地区生活の支援を行ってきた㈱あいポート仙田さえも、急速な高齢化により支援が追いつかないのが現状となっている。

このため、仙田地区における様々な取組の担い手不足を少しでも解消するため、外から新たな人材を継続的・安定的に受け入れることにより、新規就農者を確保する体制づくりが急務となっている。また、高齢者支援や冬期間における高齢者の安全・安心を確保する体制も合わせて構築し、担い手と定住人口を確保することにより、活力を失わない、暮らしやすい仙田を創設する必要がある。

#### 今後の展開方向等(※4)

##### (新規就農者確保対策)

公益財団法人中越防災安全推進機構は、過疎化の進んだ集落と「いなかぐらし」を志向する都市の若者をつなぐ仕組みとして、1ターン留学「にいがたイナカレッジ」を実施している。仙田地区は、「にいがたイナカレッジ」を活用し、インターン生を募集するとともに、十日町市は宿泊研修機能を持った拠点施設「せんだ元気ハウス」を整備する。インターン生は短期(主に水稻栽培期間の1ヶ月単位)・長期(1年単位)の農業研修を受ける。研修では㈱あいポート仙田から長期間の農業実習を受け、中山間地農業の技術を習得するとともに、地区住民との長期間の交流により、仙田地区の生活習慣・文化に対する理解を深める。また、十日町市は、就農希望者に対し青年就農準備金(市単独事業)等により新規就農を支援する。

これらの取組を積極的に行うことにより、㈱あいポート仙田の構成員として新規就農者を確保する。新規就農者の加入により、経営面積が拡大するとともに、若者らしい感性を活かした米の直接販売や加工部門導入等6次産業化の推進により経営が発展し、(株)あいポート仙田を中心とした継続的な生産体制の確立が図られる。

##### (定住人口の確保対策)

インターン生は、集落の農道、水路等の維持管理作業の支援や、あいポート仙田が実施する高齢者の除雪、買い物、伝統行事等の支援を研修として行う。これらの取組により、インターン生と地区住民との信頼関係の構築を図り、インターン生の定住につなげる。また、集落や(株)あいポート仙田が行う上記の取り組みが維持、強化され、社会インフラの維持により転出者を抑制する。

##### (せんだ元気ハウスの機能)

地区及び近郊には宿泊施設がなく、インターン生の受け入れには宿泊施設の整備が必須となる。研修室を設置し、農業や農作業の知識や農業経営を研修する。また、インターン生同士の交流も深めることができる。

冬期間は豪雪地帯のため、農業実習は小規模ハウスでの研修に限られることから、他の時期に比べ研修生は減少する。そこで、施設の有効活用を図るために、冬期間自宅での生活が困難となる高齢者を受入れ、研修室でインターン生にわら細工や郷土料理等を伝承する研修を実施する。併せて、地区外からの除雪ボランティア「越後雪かき道場」の活動拠点としても活用する。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
十日町市	川西地域仙田地区	新規就農者技術習得管理施設	十日町市	有	ハ	

### (2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

### (3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
十日町市	川西地域仙田地区	ターン留学生受け入れ事業	(株)あいポート仙田	
十日町市	川西地域仙田地区	道の駅を核とした仙田創生プラン策定事業	十日町市	
十日町市	川西地域仙田地区	高齢者買い物支援事業	(株)あいポート仙田・ヤマト運輸(株)	
十日町市	川西地域仙田地区	高齢者見守り支援事業	十日町市・ヤマト運輸(株)・NPOほほえみ	
十日町市	川西地域仙田地区	地域おこし協力隊事業	十日町市	

### (4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし
------

### 3 活性化計画の区域(※1)

川西地域仙田地区(新潟県十日町市)	区域面積 (※2)	3,738ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 計画区域面積3,738haのうち、農振農用地が278ha、農振白地が45ha、山林が3,009ha、原野等が406haであり、農用地面積が8.6%を占めている。 (十日町市農地台帳及び平成22年農林業センサス) 本地区の就業人口387人に対し、農業従事者は126人で、32.6%を占めており農業が重要な基幹産業となっている地域である。(平成22年国勢調査)		
②法第3条第2号関係: 仙田地区の人口は、平成27年3月末現在で、687人、高齢化率は50.1%となっており、平成19年3月末と比較すると人口は201人、22.6%減少している。人口の減少と高齢化に伴い、農業就業人口は減少の一途をたどっている。地域マネージメント法人である(株)あいポート仙田は、農作業困難者に対し農作業の受託や高齢者支援、生活支援を行ってきたが、急速な高齢化により支援が追い付かない状態となっている。また、同地区では、様々なイベントや伝統行事を開催することにより、地域外との交流を活発に行い、地区活性化に取り組んできたが、高齢化による担い手不足により、その存続が危ぶまれるようになってきている。このため、都市部から農業インターン生を継続して安定的に受け入れることにより、イベントや伝統行事等の交流の担い手を確保し、(株)あいポート仙田と連携して、交流を拡大することにより地区を維持・継続していくことが不可欠ある。		
③法第3条第3号関係: 当該区域内において、市街地を形成している区域は含まれていない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

## 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		土地所有者		農地(※2)	市民農園施設			
					権利の種類(※1)	氏名	住所	権利の種類(※1)					
該当なし													

### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物						
計						

### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

#### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

- ・定住人口確保に係る転入、転出、転居については、毎年3月末に転入、転出、転居ごとに集計し率を算定する。ただし、平成27年1月から人口移動リサーチシステムが稼働したことにより、平成28年1月分の集計結果により目標値の見直しを図る。
- ・農業インターン生の新規就農については、インターン生及び<sup>(株)</sup>あいポート仙田からの聞き取り調査により把握する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることいかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。